

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月1日

【発行者名】 森トラスト総合リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 八木 政幸

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 森トラスト・アセットマネジメント株式会社
総合リート運用本部 運用戦略部長
内藤 宏史

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

【電話番号】 03-6435-7011

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

森トラスト総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の機構のうち、本投資法人の運用体制を下記のとおりに変更しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

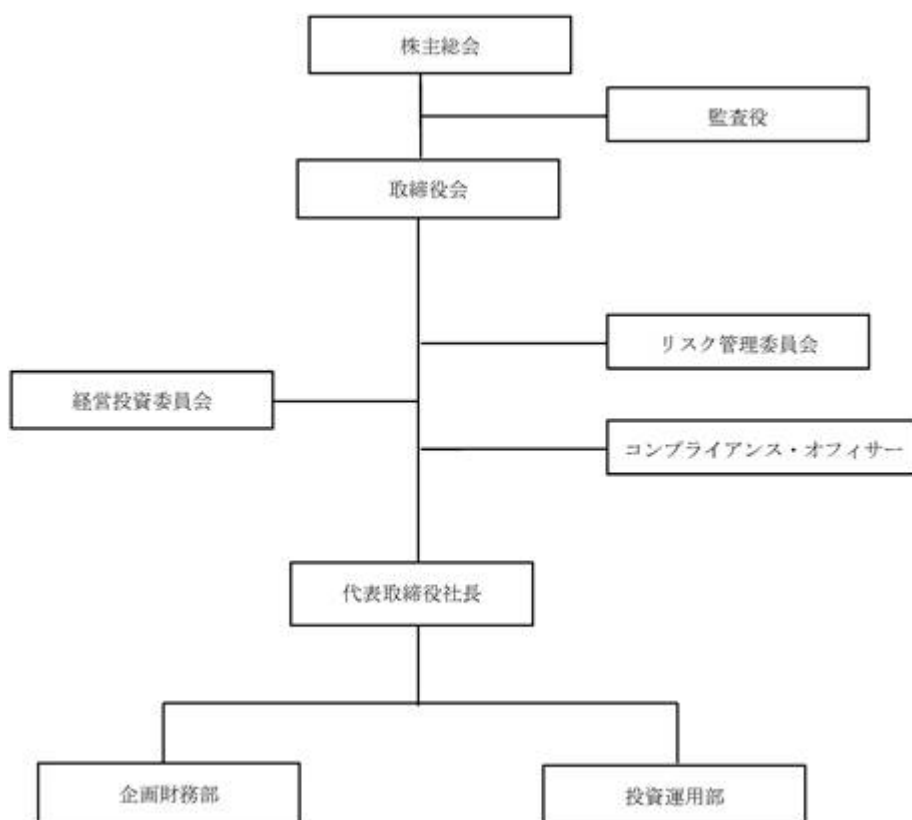
本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である森トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2019年3月1日付で森トラスト・ホテルリート投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社と合併しました。

合併後の本資産運用会社は、森トラスト総合リート投資法人及び森トラスト・ホテルリート投資法人の資産の運用に係る業務を円滑に行うため、各受託投資法人をそれぞれ担当する組織として総合リート運用本部及びホテルリート運用本部を設置します。各業務は各リート運用本部内の運用戦略部及び投資運用部、企画財務部並びにコンプライアンス・オフィサーの各部署に分掌されます。

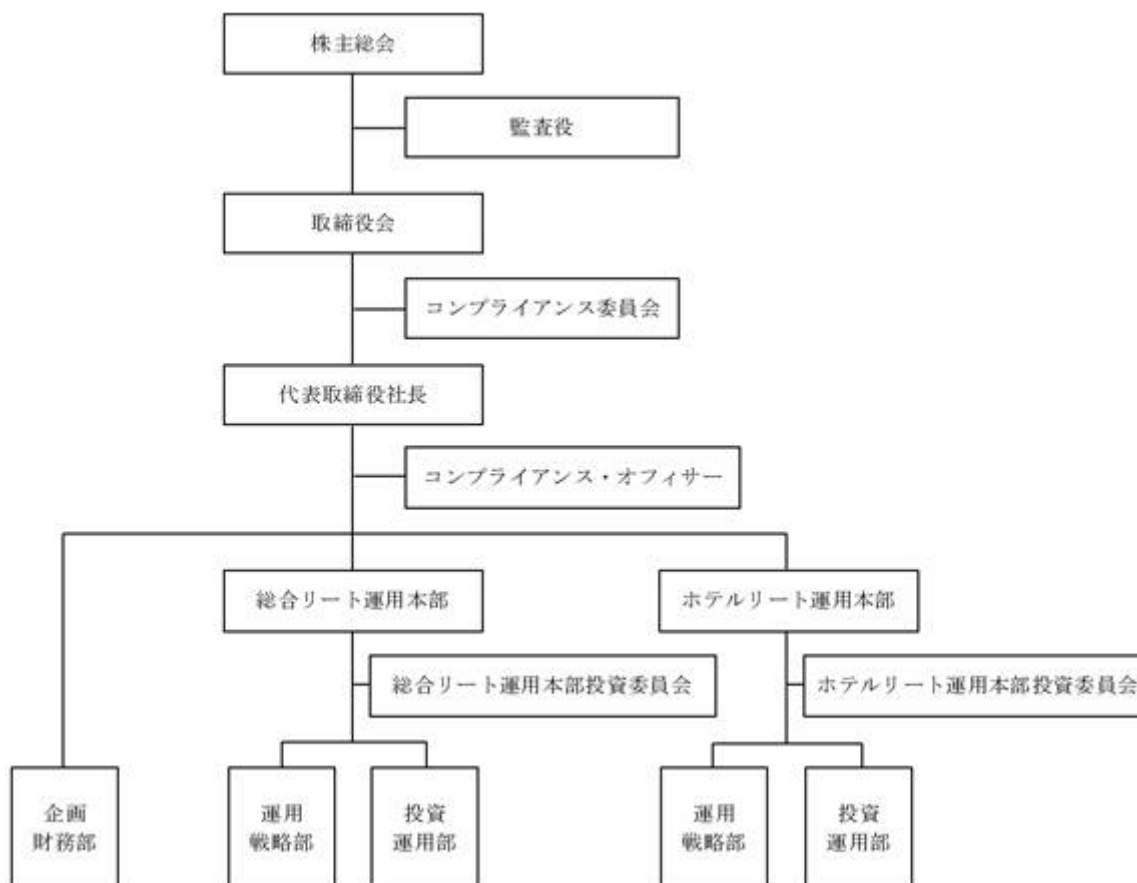
また、審議の実効性を高め、コンプライアンス態勢の更なる高度化を図るために、資産の運用に関する審議を行う機関として各リート運用本部のもとに投資委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する審議を行う機関としてリスク管理委員会に代えて、コンプライアンス委員会を設置します。

なお、2019年2月25日に開催した本資産運用会社の取締役会において、上記の組織改正を決議し、当該組織改正は2019年3月1日付で効力を生じました。変更前及び変更後の本資産運用会社の組織及び業務分掌体制は以下のとおりです。

① 組織(変更前の組織図)



(変更後の組織図)



② 業務分掌体制

(変更前の業務分掌体制)

組織の名称	管掌する業務の内容
企画財務部	(i) 本資産運用会社の企画、会議、会社株式に関する事項 (ii) 本資産運用会社の秘書、人事、経理、法務、庶務、渉外に関する事項 (iii) 本資産運用会社の資金調達、運用に関する事項 (iv) 本投資法人の事務、経理に関する事項 (v) 本投資法人の資金調達、余資運用に関する事項 (vi) 本投資法人の増資等資本政策に関する事項 (vii) 本投資法人のIR及び情報開示に関する事項 (viii) その他各部いずれにも属さない事項
投資運用部	(i) 本投資法人の投資判断、投資運用及び売買に関する事項 (ii) 本投資法人の資産運用評価に関する事項 (iii) 本投資法人のテナント営業に関する事項 (iv) 本投資法人のビル管理業務に関する事項
コンプライアンス・オフィサー	(i) 本資産運用会社の業務執行全般に関する法令、規則、社内規程等の遵守状況の監督、指導及び内部監査 (ii) コンプライアンス規程、内部監査規程等の立案、コンプライアンス研修にかかる業務 (iii) リスク管理委員会の開催、審議事項の決定、審議結果を記載した意見書の経営投資委員会への提出 (iv) 本資産運用会社の意思決定にかかる事項のコンプライアンスに関する事前審査、承認

(変更後の業務分掌体制)

組織等	主な業務の概要
企画財務部	(i) 経営戦略・計画に関する事項 (ii) 株主総会・取締役会に関する事項 (iii) 総務、人事、経理に関する事項 (iv) 官公庁・業界団体に関する事項 (v) 資金調達・運用に関する事項 (vi) 本投資法人に関する下記事項 (A) 資金調達（投資法人債及び金融機関等からの借入に関する検討・管理）・余資運用に関する事項 (B) 機関運営事務に関する事項 (C) 経理に関する事項 (D) 情報開示（有価証券報告書、決算短信等）に関する事項 (vii) その他各部いずれにも属さない事項 (viii) その他上記(i)乃至(vii)に付帯する事項
総合リート運用本部 運用戦略部	(i) 本投資法人の財務方針等(森トラスト総合リート投資法人運用ガイドライン、その他運用計画等)に関する事項 (ii) 本投資法人の財務戦略全般及び資金調達（金融機関等からの借入の判断及び投資口）に関する事項 (iii) 本投資法人のIR及び情報開示（決算説明資料、東証適時開示、企画財務部が行う情報開示にかかるサポート）に関する事項 (iv) その他上記(i)乃至(iii)に付帯する事項
総合リート運用本部 投資運用部	(i) 本投資法人の投資方針等(森トラスト総合リート投資法人運用ガイドライン(注)、資産管理計画、その他運用計画等)に関する事項 (ii) 本投資法人の資産の取得・譲渡に関する事項 (iii) 本投資法人の資産の賃貸運営管理（アセットマネジメント）に関する事項 (iv) その他上記(i)乃至(iii)に付帯する事項
コンプライアンス・オフィサー	(i) 業務全般に関するコンプライアンスの統括に関する事項 (ii) コンプライアンス・プログラム及びコンプライアンス・マニュアルに関する事項 (iii) 社内規程等の制定及び改廃に関する事項 (iv) 苦情等に関する事項 (v) 内部監査に関する事項 (vi) 法人関係情報管理に関する事項 (vii) リスク管理全般に関する事項 (viii) その他上記(i)乃至(vii)に付帯する事項

(注)2019年3月1日付で、本投資法人の委託を受けて行う資産運用業務に適用される「資産運用規程」は「森トラスト総合リート投資法人運用ガイドライン」に名称変更しました。

(2) 当該変更の年月日
2019年3月1日